様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　2025年　2月　17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃこうけん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社晃建  （ふりがな）じょうこう　あきひさ  （法人の場合）代表者の氏名 上甲　晃久  住所　〒797-0033  愛媛県西予市宇和町岡山1173番地  法人番号　3500001016941  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 2024年 株式会社晃建DX方針 | | 公表日 | 2024年6月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  資料内、P1「企業経営の方向性とDX方針」  <https://kouken-ehime.com/dxhoushin2.pdf> | | 記載内容抜粋 | デジタル技術で「新たな価値の創造」へ  当社は「愛媛県で自らの夢に挑戦し、実現する会社となる」をビジョンに掲げ、デジタル技術を駆使して経営戦略を推進しています。  昨今、デジタル技術の急速な進歩により、建設業界を取り巻く環境も大きく変化しています。この変化は、業務効率化だけでなく、新たな価値創造や競争優位性の確立にも大きな影響を与えています。当社はこの変化を積極的に捉え、デジタル技術を戦略的に活用することで、市場での差別化を図り、顧客満足度の向上と事業拡大を目指します。  これらの取り組みを通じて、当社は愛媛県を拠点としながら、デジタル技術を活用した新たな価値創造と競争優位性の確立を実現し、持続可能な成長と地域社会への貢献を目指します。変化する市場環境に柔軟に適応しつつ、デジタル技術を戦略的に活用することで、業界のリーディングカンパニーとしての地位を確立していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | DX方針に関する社内幹部会議に基づき策定し、これに基づき「2024年 株式会社晃建DX方針」を作成のうえ公表しています。  取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である「DX方針に関する社内幹部会議」において承認  ※「DX方針に関する社内幹部会議」とは代表：上甲晃久、幹部：瀧本翔介の2名からなる社内DX方針を決める幹部会議です。以下同名の会議は同様となります。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 2024年 株式会社晃建DX方針 | | 公表日 | 2024年6月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  「2024年 株式会社晃建DX方針」資料内、P2「デジタル技術の活用と具体的な取り組み」  <https://kouken-ehime.com/dxhoushin2.pdf> | | 記載内容抜粋 | 「デジタル技術の活用と具体的な取り組み」  ●Googleカレンダーの活用: スタッフの稼働と予定を効率的に管理  ●建工管理ツールの導入: 案件管理を一元化し、プロジェクトの進捗を可視化  ●マネーフォワードでの勤怠管理: 効率的な勤怠管理システムにより、業務プロセスを改善  ●Safiepocket2による現場確認: 現場のリアルタイム状況を確認し、迅速な対応を可能  ●Googleドライブでの図面管理・共有: クラウドを利用して図面を管理・共有し、最新情報を常にアクセス可能に  ●インスタグラムでの工事情報発信: インスタグラムを活用して工事情報を発信し、顧客とのコミュニケーションを強化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | DX方針に関する社内幹部会議に基づき策定し、これに基づき「2024年 株式会社晃建DX方針」を作成のうえ公表しています。  取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である「DX方針に関する社内幹部会議」において承認  ※「DX方針に関する社内幹部会議」とは代表：上甲晃久、幹部：瀧本翔介の2名からなる社内DX方針を決める幹部会議です。以下同名の会議は同様となります。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  「2024年 株式会社晃建DX方針」資料内、P3「DX 推進体制」に記載  <https://kouken-ehime.com/dxhoushin2.pdf> | | 記載内容抜粋 | 【2024年 株式会社晃建DX方針より一部抜粋】  ４．「DX推進体制」  当社は、デジタル戦略の実施を推進するために専任のDXアドバイザーと契約し、社内DXを推進しています。また、代表自身がアドバイザーからのセミナー受講・DX展示会に参加するなど最新技術の学習及び自社への活用を目指します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  資料「2024年 株式会社晃建DX方針」内、P3「デジタル基盤の整備」  <https://kouken-ehime.com/dxhoushin2.pdf> | | 記載内容抜粋 | ●基幹システムの刷新: 最新の情報処理技術を活用したシステム（Google Work Space）を導入し、業務の効率化とセキュリティの強化を図る  ●クラウド基盤の強化: データの一元管理と柔軟な運用を可能にするクラウド基盤を強化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 2024年 株式会社晃建DX方針 | | 公表日 | 2024年6月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  「2024年 株式会社晃建DX方針」資料内、P4「DXで目指す未来」に記載  <https://kouken-ehime.com/dxhoushin2.pdf> | | 記載内容抜粋 | 1.業務効率の向上  •2026年までに業務プロセスの自動化を進め、全体の業務効率を20%向上させます。  2.紙の排出量削減  •デジタル技術を活用してペーパーレス化を推進し、2026年までに紙の排出量を30%削減します。  3.WEB活用による採用人数やビジネスチャンスの創出  •SNS・WEBを活用して企業の知名度を高め、採用人数を20%増加させるとともに、新たなビジネスチャンスを創出し売上高を20％向上します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年6月19日 | | 発信方法 | 「2024年 株式会社晃建DX方針」にて発信。  定期的に本ページで発信していく予定。  https://kouken-ehime.com/dxhoushin2.pdf | | 発信内容 | 株式会社晃建  代表取締役社長  上甲　晃久  \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_  企業経営の方向性とDX方針  デジタル技術で「新たな価値の創造」へ  当社は「愛媛県で自らの夢に挑戦し、実現する会社となる」をビジョンに掲げ、デジタル技術を駆使して経営戦略を推進しています。  昨今、デジタル技術の急速な進歩により、建設業界を取り巻く環境も大きく変化しています。この変化は、業務効率化だけでなく、新たな価値創造や競争優位性の確立にも大きな影響を与えています。当社はこの変化を積極的に捉え、デジタル技術を戦略的に活用することで、市場での差別化を図り、顧客満足度の向上と事業拡大を目指します。  これらの取り組みを通じて、当社は愛媛県を拠点としながら、デジタル技術を活用した新たな価値創造と競争優位性の確立を実現し、持続可能な成長と地域社会への貢献を目指します。変化する市場環境に柔軟に適応しつつ、デジタル技術を戦略的に活用することで、業界のリーディングカンパニーとしての地位を確立していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　6月頃 | | 実施内容 | 経済産業省が発表している「DX推進指標」による自己分析を実施し、システムの現状および課題を把握の上、本申請の添付により提出しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 定期的なウイルススキャンの実施、専門家からのセキュリティ講習によるヒューマンエラーでのセキュリティリスクの低減を実施しています。  また、サイバーリスク発生時に最短で対応可能な専門家とのリアルタイムコミュニケーションを導入しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。